

○八千代市空家リフォーム費補助金交付要綱

制定 令和 4年 5月13日告示第141号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代市空家バンク実施要綱（令和4年八千代市告示第26号）第4条第2項の規定による同告示第2条第5号の空家バンクへの登録を促進し、登録空家の利活用を図るとともに、本市への移住及び定住並びに地域の活性化を促進するため、登録空家のリフォームに要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録空家 八千代市空家バンク実施要綱第4条第2項の規定により同告示第2条第5号の空家バンクに情報を登録されている同条第1号の空家等（同告示第7条第2号に規定する売買契約（次条の補助事業に係るものに限る。）の締結に伴い登録が取り消されたものを含み、同告示第8条第2項の規定の適用を受けているものを除く。）をいう。
- (2) リフォーム 建築物の性能を維持し、又は向上させるために行う増築、改築、修繕、模様替え等であって市長が別に定めるものをいう。
- (3) 施工者 市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は市内に事務所等（その営業の主たる拠点である場合に限る。）を有する個人事業者をいう。
- (4) 居住利用者 居住を目的に登録空家の売買契約を締結した者及びこれと同一の世帯に属する者であって次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内から当該登録空家に転居する者（既に転居し、居住している場合を含む。）
 - イ 市外から当該登録空家に転居する者（既に転居し、居住している場合を含む。）
- (5) 重点地区 八千代市空家等対策計画（令和3年3月5日八千代市建第1

9 2 2号) に定める重点地区で、市長が別に定める地区をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、登録空家に居住することを目的として行う当該登録空家のリフォーム及び当該登録空家への転居（既に転居し、居住している場合にあつては、当該登録空家のリフォーム）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該登録空家が、次のいずれかに該当すること。

ア 昭和56年6月1日以降に着工されたもの

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく耐震性能を有するものに限る。）

(2) 当該登録空家の売買契約を既に締結しており、かつ、締結した日から第7条第1項に規定する申請書を提出する日までの期間が2年を超えていないこと。

(3) 第9条の規定による交付の決定を受けた年度内に工事請負契約を施工者と締結し、第12条第4項に規定する日までにリフォーム及び転居（既に転居し、居住している場合にあつては、リフォーム）が完了することが確実と見込まれること。

(4) 当該登録空家について、この要綱に基づく補助金を既に受け、又はこれに類する他の補助金等を既に受け、若しくは受けようとしていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金は、居住利用者の属する世帯（世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者である場合に限る。）の代表者（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。

2 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係るリフォームを行った施工者に委任することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を遂行するために要する費用（リフォームに要するものに限る。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（次項に定める限度額を超えるときは、当該限度額））とする。

2 補助金の限度額は、300,000円（補助事業に係る登録空家の所在地が重点地区にあるときは、500,000円）に次の各号の補助対象者の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 世帯員全員が居住利用者の場合（市内に当該登録空家以外の家屋を所有しているときその他これに類するものとして市長が認める世帯を除く。）

100,000円

(2) 補助事業を行う年度の4月1日において18歳未満の児童を養育している世帯の場合 50,000円

(3) 補助対象者又はその配偶者の親の世帯が市内に居住している世帯の場合（補助事業に係る登録空家で同居する場合を除く。） 50,000円

（交付申請書等）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市空家リフォーム費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録空家の売買契約書の写し又はこれに代わる書類の写し

(2) リフォームに要する費用の見積書の写し及びその内訳書の写し

(3) リフォームの設計図（位置図、配置図、平面図その他リフォームの内容を表す図面等を含む。）

(4) 登録空家の建築日が分かる書類

(5) 世帯員全員の住民票の写し又はその写し

(6) 第3条第1号イに該当する登録空家の場合は、同号イに規定する耐震性能を有することを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

3 共有その他の事由により補助対象者以外に当該登録空家について権原を有する者がいる場合は、補助事業の実施について当該権原を有する者の同意を得て、前項の書類に加えて同意書を提出しなければならない。

（補助の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市空家リフォーム費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更承認申請書等)

第10条 第8条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市空家リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市空家リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(遅延等の報告)

第11条 第8条第4号に規定する報告は、八千代市空家リフォーム費補助金事業遅延等報告書（第5号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により、補助対象者に指示するものとする。

(実績報告書等)

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市空家リフォーム費補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) リフォームに係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) リフォームを行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の

状況を示す写真

- (3) 建物の登記事項証明書（補助対象者又はその世帯員に所有権が移転したことが確認できるものに限る。）の写し
- (4) 補助事業に係る登録空家が住所として記載された世帯員全員の住民票の写し又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第2項の規定により補助金の請求及び受領を施工者に委任するときは、前項の書類（同項第1号に規定するリフォームに係る領収書の写しを除く。）に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (2) 代理受領委任届出書（第8号様式）

4 規則第12条第1項前段の規定による報告は、第9条に規定する交付の決定があった日の属する年度の2月10日までにしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（確定通知書）

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市空家リフォーム費補助金交付額確定通知書（第9号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市空家リフォーム費補助金交付請求書（第10号様式）によるものとする。

（処分制限期間）

第15条 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、補助事業が完了した日から起算して10年間とする。

（地域の活動への参加）

第16条 補助対象者は、自治会活動その他の地域の活動に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条第1項）

八千代市空家リフォーム費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所
申請者 氏名
連絡先

八千代市空家リフォーム費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の内容		<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他
登録 空家	所在地	
	建築年月日	
	売買契約日	
	所有権移転 （予定）日	
補助対象経費		円
交付申請額		円
補助事業の着手及び 完了の予定期日		着手 年 月 日 完了 年 月 日
転居（予定）日		
限度額の加算項目		<input type="checkbox"/> 重点地区内 <input type="checkbox"/> 市内転居 <input type="checkbox"/> 市外からの転居 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 近居世帯
施工者	所在地	
	事業者名	
添付書類		<input type="checkbox"/> 登録空家の売買契約書の写し又はこれに代わる書類の写し <input type="checkbox"/> リフォームに要する費用の見積書の写し及びその内訳書の写し <input type="checkbox"/> リフォームの設計図（位置図、配置図、平面図その他リフォームの内容を表す図面等を含む。） <input type="checkbox"/> 登録空家の建築日が分かる書類 <input type="checkbox"/> 世帯員全員の住民票の写し又はその写し <input type="checkbox"/> 第3条第1号イに該当する登録空家の場合は、同号イに規定する耐震性能を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 補助対象経費の欄は、消費税及び地方消費税の額を含んだ額を記入してください。
- 2 限度額の加算項目に該当するときは、その事実を証する書類を添付してください。
- 3 この様式において「重点地区内」とは、登録空家が重点地区に位置している場合をいいます。

- 4 この様式において「市内転居」とは市内から登録空家に転居する場合を、「市外からの転居」とは市外から登録空家に転居する場合をいいます。ただし、市内に登録空家以外に家屋を所有している場合を除きます。
- 5 この様式において「子育て世帯」とは、申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の児童を養育している世帯をいいます。
- 6 この様式において「近居世帯」とは、申請者又はその配偶者の親の世帯が市内に居住している世帯（補助事業に係る登録空家で同居する場合を除く。）をいいます。


第2号様式（第9条）

八千代市空家リフォーム費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市空家リフォーム費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第3号様式（第10条第1項）

八千代市空家リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

申請者 氏名

連絡先

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市空家リフォーム費補助金について、次のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

事業の変更（中止・廃止）の理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
交付申請額	変更前	円
	変更後	円
補助事業の着手及び完了の予定期日	変更前	年 月 日から 年 月 日まで
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	<input type="checkbox"/> 函 面（変更後） <input type="checkbox"/> 見積書（変更後） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

備考 補助対象経費の欄は、消費税及び地方消費税の額を含んだ額を記入してください。

第4号様式（第10条第2項）

八千代市空家リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付で申請のあった八千代市空家リフォーム費補助金の事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第5号様式（第11条第1項）

八千代市空家リフォーム費補助金事業遅延等報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

報告者 氏名

連絡先

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市空家リフォーム費補助金について、当初の計画どおり実施することが困難となりましたので、下記のとおり報告します。

記

1 登録空家の所在地

八千代市

2 報告事項

予定期間内に完了しない（完了予定日： 年 月 日）

補助事業の遂行の困難

その他（ ）


3 理由

第6号様式（第11条第2項）

指示書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで報告のあった八千代市空家リフォーム費補助金の事業遅延等については、八千代市空家リフォーム費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり指示します。

記

指示内容

第7号様式（第12条第1項）

八千代市空家リフォーム費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

報告者 氏名

連絡先

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市空家リフォーム費補助金について、事業の実績を次のとおり報告します。

補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> その他		
登録空家の所在地	八千代市		
補助対象経費	円		
交付決定額	円		
補助事業の着手 及び完了の日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
転居完了日			
施工者	所在地		
	事業者名		
添付書類	<input type="checkbox"/> リフォームに係る契約書の写し及び領収書の写し <input type="checkbox"/> リフォームを行う部位ごとの工事着手前，工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書（補助対象者又はその世帯員に所有権が移転したことが確認できるものに限る。）の写し <input type="checkbox"/> 補助事業に係る登録空家が住所として記載された世帯員全員の住民票の写し又はその写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 （ ）		

備考 補助対象経費の欄は、消費税及び地方消費税の額を含んだ額を記入してください。

第8号様式（第12条第3項第2号）

代理受領委任届出書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

届出者 氏名 ㊟

連絡先

私は、下記の者に 年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付
決定を受けた八千代市空家リフォーム費補助金の請求及び受領に関する一切
の権限を委任することを届け出ます。

記

委任される者

- 1 所在地
- 2 事業者名
- 3 代表者名

上記届出に基づく権限の委任を届出者から受けることに同意します。

事業者（受任者）

- 1 所在地
- 2 事業者名
- 3 代表者名
- 4 連絡先

第9号様式（第13条）

八千代市空家リフォーム費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市空家リフォーム費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第10号様式（第14条）

八千代市空家リフォーム費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

請求者 氏名 ⑩

連絡先

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市空家リフォーム費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名		
	金融機関コード	
支店名		
	支店コード	
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		